

私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 県内に所在する私立の高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校を設置している者が東日本大震災により被災して経済的理由等により修学が困難となった生徒（以下「対象生徒」という。）に対して行う入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等の減免に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(対象生徒の範囲)

第2 第1に規定する対象生徒は、東日本大震災により次の各号のいずれかの被害を受けた生徒とする。ただし、高等学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程の生徒については、保護者等の収入の状況が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に掲げる者に相当すると認められる者を除く。

- (1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊
- (2) 住居の全焼又は半焼
- (3) 住居の流失
- (4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少
- (5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き
- (6) その他知事が認めるもの

（補助対象経費、補助割合及び補助上限額）

第3 補助対象経費、補助割合及び補助上限額は、別表第1のとおりとする。

(補助額)

第4 次の補助金等が支給される場合は、当該支給額を控除し、補助上限の範囲内で残りの額を補助する。

- (1) 高等学校等就学支援金
- (2) 私立高等学校等授業料等減免事業補助金（昭和56年6月30日岩手県告示第790号）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助のうち高等学校等就学費
- (4) 学び直しへの支援事業費補助金
- (5) 高等教育の修学支援新制度による私立専修学校専門課程授業料等減免補助

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第8 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立学校被災児童生徒等就学支援事業

費補助金前金払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月16日から施行し、この要綱による改正後の私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前において現に私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校の高等課程又は幼保連携型認定こども園に在籍する児童生徒等に係る対象生徒等の範囲、補助対象経費、補助割合及び補助上限額並びに補助額については、当該児童生徒等が当該学校等に在籍している間、この要綱による改正後の私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助金交付要綱第2から第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定による補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第3関係）

学校等種別	補助対象経費		補助上限額
	区分	補助割合	
高等学校	入学選考料	10/10	—
	入学金、授業料及び施設整備費等の合計	10/10	事業実施年度の前年度における学校種毎の岩手県平均単価
特別支援学校	入学選考料	10/10	—
	入学金、授業料及び施設整備費等の合計	10/10	事業実施年度の前年度における学校種毎の岩手県平均単価
専修学校 (高等課程)	入学選考料	10/10	—
	入学金、授業料及び施設整備費等の合計	10/10	事業実施年度の前年度における学校種毎の岩手県平均単価
専修学校 (専門課程)	入学選考料	—	—
	入学金、授業料及び施設整備費等の合計	2/3	—
各種学校	入学選考料	—	—
	入学金、授業料及び施設整備費等の合計	2/3	—

注 1 補助対象経費は、各学校が学則で定めるその年度の額とする。

2 補助対象経費区分は、各学校が学則で用いる名称にかかわらず、次の区分とする。

- (1) 入学選考料は、受験時に納付する一時金とする。
- (2) 入学金は、入学時に納付する一時金（施設整備費等を含む。）とする。
- (3) 授業料は、学校で定める授業料とする。
- (4) 施設整備費等は、授業料と同等とみなすことができる納付金とする。

3 補助対象経費は、第4に定める額を含む。

別表第2（第9関係）

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	私立学校被災児童生徒等就学支援事 業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号	1部	別に定める。
規則第6条 第1項第2 号及び第3 号の規定に より承認を 受ける場合 の書類	私立学校被災児童生徒等就学支援事 業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類	第3号 第2号	1部	別に定める。
規則第13条 第1項の規 定による書 類	私立学校被災児童生徒等就学支援事 業補助金（精算）請求書 1 事業実績書 2 その他知事が必要と認める書類	第4号 第2号	1部	別に定める。